

令和3年4月16日

市長定例記者会見

西宮市政記者クラブ各位

動物愛護基金の設置について ～実質的殺処分数ゼロの取組～

1 基金の設置の目的

市では、動物の愛護に関する取組として、犬や猫の譲渡事業やミルクボランティア制度、所有者のいない猫不妊手術助成金制度などの実施により、動物管理センターへ持ち込まれる犬や猫の引取数や殺処分数の削減に努めています。

動物愛護事業を更に推進し、実質的殺処分数ゼロの取組を行うため、新たな財源確保としてふるさと納税を活用した動物愛護に関する寄附制度を導入するとともに、継続的に安定した財源確保が行えるよう基金の設立を行いました。

【実質的殺処分数ゼロとは】

「譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)犬猫」、「負傷等による引取り後の死亡」を除いた犬猫の殺処分数をゼロにすることを指しています。

2 寄附の使途について

いただいた寄附金は以下の事業へ活用していきます。

- ・所有者のいない猫に対する不妊去勢手術等の支援事業
 - 「所有者のいない猫に対する不妊手術助成金への充当」
 - 「所有者のいない猫不妊去勢手術活動を行うための捕獲箱等の物品購入」
 - 「所有者のいない猫に関する啓発チラシの作成」
 - 「超音波忌避装置や忌避剤の購入」 など
- ・動物管理センターで保管する犬、猫等の動物の譲渡推進事業
 - 「ミルクボランティア制度に要する消耗品、医薬品等の購入」
 - 「譲渡対象犬猫への不妊去勢手術に要する費用」
 - 「譲渡対象犬猫へのマイクロチップ挿入に要する費用」
 - 「動物管理センター保管動物(負傷動物含む)のうち、治癒の見込みがある疾病等への診断、治療等にかかる委託費用」 など

3 お申込み・納付方法について

個人による寄附のお申込みについては、外部ポータルサイトの「さとふる」又は「ふるさとチョイス」にてお申込み可能です。又、郵送、ファックス、メールによるお申込みも受付しておりますので、動物管理センター(〒663-814 西宮市鳴尾浜2丁目1-4 電話:0798-81-1220)へお問い合わせ下さい。

4 開始年月日

令和3年4月1日

お問合せ先

西宮市 健康福祉局 保健所 生活環境課 (西宮市動物管理センター)

担当: 稲田、野田、中根

電話: 0798-81-1220 FAX: 0798-81-1210